

快適に暮らす団地生活のために

皆様に知っていただきたいこと

道営住宅の家賃について

収入申告書が未提出の場合、翌年4月から民間賃貸住宅並みの家賃になります！

1 収入申告書の提出について

翌年4月からの家賃を決めるために、毎年「収入申告書」を提出していただきます。提出の際は、申告書と添付書類が必要となります。

配付期間

収入申告書は毎年7月下旬～8月中旬に皆さんの住宅に配付します。

提出期間

8月中旬～9月中旬の指定された期間に提出してください。

2 収入や世帯構成が変わったとき（収入の随時申告）

就職や失業などにより世帯の収入に変動があったとき、転出入により世帯構成が変わったときに、家賃の額が変わる場合があります。収入の随時申告などの手続きが必要ですのでお問い合わせください。

家賃減免制度を利用しましょう

収入申告をされた方は、毎年2月に「家賃認定通知書」が送付されます。随時申告の場合は、提出後概ね半月後となります。

この通知書の収入階層がIランクで所得の低い方は、申請により家賃の減額が受けられる可能性がありますので、お問い合わせください。

※ 遺族年金、障害年金を受けている方は、家賃減免の該当にならない場合があります。

また、生活保護を受けている方は住宅扶助費が支給されていますので該当になりません。

3 家賃の納付について

- ・家賃は、忘れずに月末までに納めましょう。
- ・3ヶ月以上未納の場合は、保証人に対して督促状が送付されます。
- ・長期、高額未納者は、明渡訴訟の対象になる場合があります。

家賃・駐車場使用料は

口座振替が便利です！

毎月、金融機関へ出向く手間や時間が省けます

駐車場の使用について

家賃・駐車場使用料に滞納がある方は、許可されませんのでご注意を！

1 駐車場の使用を希望される時

道営住宅に入居している入居名義人または同居者が有料駐車場を使用するには、北海道の許可が必要となります。

- ・申込申請書のほかに各種添付書類が必要になりますのでお問い合わせください。
- ※ 駐車できる自動車は、全長 4.8m以下、車幅 1.8m以下の乗用自動車及び車両重量 2トン未満の小型貨物自動車です。

2 車や区画を変更するとき

① 保管場所使用承諾証明書（車庫証明取得の為に必要）の発行を希望される時

- ・申請書のほかに各種添付書類が必要になりますのでお問い合わせください。
- ※ 発行は翌営業日の9時以降になります。

② 使用者の名義や車両を変更される方

- ・名義の変更には現在の使用者の返還届と新規の使用者の申込申請が必要になります。
- また、車両を変更する場合については、届出が必要です。

③ 使用中の区画の変更を希望される時

- ・除雪などの関係で、使用できない区画もありますのでお問い合わせください。

④ 駐車場の使用者が転出する時は、駐車場返還届が必要になります。

3 駐車場の使用をやめる場合

駐車場を使用しなくなったときは、すみやかに返還届を提出してください。

（現在使用中の車両の処分がわかる書類も必要になりますのでお問い合わせください。）

- ※ 月の途中で返還された場合、駐車場使用料は日割り計算となります。

4 使用にあたって

道営住宅の駐車場は入居者のための駐車場です。空き区画を来客用に開放していますが、多くの方が利用できるよう訪問先を明示した来客者カードを使用のうえ短時間での利用をお願いします。

公社独自の「地域支え合い事業」をご活用ください

あんしんコール

公社では、月一度、希望される70才以上の単身者の方に電話をしています。

ご希望の方は、担当支所へご相談ください。なお、あんしんコールは、地域の見守り活動や公的サービスを受けていない方を対象としています。

サロン活動の活性化支援

自治会や老人クラブが住民同士の交流活動を行う場合、公社として出前講座の講師派遣などを行っています。介護保険制度の紹介や健康相談、「うたごえ喫茶」など、役に立つ情報や楽しい時間をご提供します。

こんなときには届出が必要になります

暴力団員や家賃滞納がある方は、同居承認・入居承継は認められませんので
ご注意を！

1 世帯構成に異動があったとき

同居者が転出したり亡くなったとき、お子さんが生まれたときには、届出が必要です。届出の際、届出書のほかに次の書類が必要になります。

- ① 転出された方の転出先の住民票
- ② 亡くなられた方の死亡診断書のコピーまたは公的書類（戸籍謄本など）
- ③ 生まれたお子さんの健康保険証のコピーまたは住民票

また、入居者の所得を証明する書類（源泉徴収票・所得証明書など）が必要になります。

提出する届出書・・・同居者異動届出書、北海道営住宅収入申告書(随時申告用)など

2 新たに親族を同居させようとするとき（同居の承認）

道営住宅に新たに親族を同居させるときには、事前に届出が必要です。

新たに同居する方は、入居名義人の三親等以内の親族である場合に限られます。また、持家を所有している方は同居できません。事前にご相談ください。

申請の際、申請書のほかに次の書類が必要になります。

- ① 名義人と同居する方との間柄を証明する公的書類（戸籍謄本など）
- ② 同居する方の住民票
- ③ 入居者と同居する方の所得を証明する書類（源泉徴収票・所得証明書など）

※ 上記以外に書類が必要な場合があります。また、同居者の転入によって、家賃の額が変わる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

世帯全体の所得が基準を超える場合には同居承認できない場合があります。

提出する申請書・・・同居承認申請書など

3 入居名義人が居住しなくなったとき（入居承継の承認）

入居名義人が亡くなったとき、または、離婚などにより入居名義人が道営住宅を退去し、残された同居者が引き続き住宅に入居するときには、その旨申請し、北海道の承認が得られれば居住し続けることができる場合がありますので、ご相談ください。

申請の際、申請書のほかに次の書類が必要になります。

- ① 名義人の死亡、転出を証明する公的書類（戸籍謄本・住民票など）
- ② 名義変更の理由が離婚による転出の場合は、離婚の事実が記載されている戸籍謄本
- ③ 引き続き居住する方の所得を証明する書類（源泉徴収票・所得証明書など）
- ④ 連帯保証人の印鑑登録証明書

※ 上記以外に必要な書類がある場合があります。また、上記の手続きによって家賃の額が変わる場合があります。

提出する申請書・・・入居承継承認申請書など

家賃及び駐車場使用料の引き落とし口座を変える場合、届出が必要になりますので
お問い合わせください。

道営住宅を退去される方へ

自治会費や公共料金・灯油代などは、忘れずに精算してください。

1 退去の連絡について

退去日が決まりましたら、住宅の検査日程や、必要な書類について打合せがありますので、退去日の2週間前までに団地を管理している支所へ連絡してください。

※ 月の途中で退去された場合、家賃・駐車場使用料は日割り計算となります。

2 入居者が設置したものの撤去について

- ① 照明器具、カーテンレール、網戸、灯油タンク、物干し竿など
- ② 自費で取り付けた浴槽・風呂釜、シャワー、瞬間湯沸器、蛇口など
- ③ 釘、画鋸、シール、テープなど
- ④ 承認を得て行った模様替え（手摺、ウォシュレット、エアコンなど）

退去日までにそのすべてを撤去して原状を回復させてください。

3 退去時の清掃と住宅検査について

退去される住宅を清掃するとき不十分と判断される場合には、次の入居者のために清掃業者に依頼することとなり、その費用は入居者に負担していただくことになります。

家財道具を搬出した後に、入居者の立ち会いのもと住宅の検査を行います。

※ 立ち会いをしていただく方は、成人の家族の方でも差し支えありません。

4 退去時の修繕費用の負担について

入居者の故意や過失などが明らかな汚損・破損または亡失などの箇所については、原状回復するための修繕費用を敷金から負担していただきます。

未納になっている家賃や負担していただく修繕費用を差し引いた残額の敷金は、入居者が開設している銀行預金口座・郵便局貯金口座に還付します。

問い合わせ先

故障などの緊急時： 夜間や休日の設備の	札幌中央支所 札幌市東区北12条東9丁目 光星第2団地内1階 TEL (011)711-3561 FAX (011)711-2338	札幌東支所 札幌市厚別区上野幌3条1丁目 厚別光陽団地内 TEL (011)891-1534 FAX (011)891-1688	小樽支所 小樽市緑1丁目1-1 小樽赤十字会館 TEL (0134)33-9698 FAX (0134)33-9667
	東区、西区、南区、北区、中央区 豊平区の団地、石狩市の団地	白石区、厚別区の団地、江別市 北広島市、恵庭市、千歳市の団地	小樽市の団地

TEL (011) 752-1404
緊急連絡センター



北海道営住宅管理業務受託者

一般財団法人 **北海道住宅管理公社**

札幌市中央区北5条西6丁目 第2北海道通信ビル7階

TEL(011)205-5255 FAX(011)205-5237

ホームページ <http://www.hjkk.org/>